

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局歯科保健課

事業名	臨床研修費等補助金
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2-2 医療従事者の資質の向上を図ること</p>
事業の概要	<p>医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による改正後の歯科医師法の施行（「歯科医師臨床研修の必修化」及び「臨床研修の専念義務」）に伴い、平成18年4月より新歯科医師臨床研修制度がスタートしたところ。</p> <p>新歯科医師臨床研修制度は国民医療の基礎を担う重要な事項であることから、その施行に当たり指導体制等の充実を図ることが重要であり、現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設に対し、(1)指導歯科医等の確保経費、(2)研修プログラムの企画立案・管理経費、(3)研修歯科医受け入れのための環境整備等について必要な経費を補助する。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1)有効性の評価</p> <div data-bbox="368 1106 1390 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>歯科医師臨床研修の実施に当たり、指導歯科医の確保や、研修プログラムの充実及び研修歯科医受け入れのための環境整備等について補助を行うことで、良質な歯科医師臨床研修が可能となることから、歯科医師の資質の向上のために有効であると評価できる。</p> </div> <p>(2)効率性の評価</p> <div data-bbox="384 1485 1406 1608" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>現に研修歯科医を受け入れている、一定の水準を満たした臨床研修施設に対し必要な経費を補助するものであり、既存の臨床研修施設を活用して歯科医師臨床研修を充実させ、歯科医師の資質の向上を図ることができるため、手段として効率的であると評価できる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>政策結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:2,911百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 臨床研修終了者数 (前年度以上/毎年度)	-	-	2,558	2,333 【91.2%】	2,081 【89.1%】
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、医政局歯科保健課調べ					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)